戸田市立新曽小学校いじめ防止基本方針



平成30年4月1日施行

戸田市立新曽小学校

(最終改訂令和5年8月11日)

目 次

はじ	めに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1	いじめの未然防止のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2	いじめの早期発見への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第3	いじめの早期解決への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第4	いじめ解消の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第5	いじめ問題にむけての校内フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 (
第6	いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応につ	いて
		1 3
第7	インターネットを通じて行われるいじめの対策・・・・・・	1 5
第8	いじめ防止に係る年間行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
第9	いじめ防止啓発資料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7

はじめに

戸田市立新曽小学校いじめ防止基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、「どの学校にもどの子供にも起きている」との認識のもと、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子供たちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この委員会の構成員は次の者をもって組織する。

○戸田市立新曽小学校いじめ問題等対策委員会

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・各学年主任・教育相談主任・

特別支援教育コーディネーター・養護教諭・学校評議員代表・PTA会長・

臨床心理士(教育心理専門員)

(また状況により以下とも連携を図る)

個々のいじめの未然防止、早期発見に当たって関係の深い教職員

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

この委員会は年間3回開催し、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、重大事件等必要に応じて校長が招集することができる。

また、「レベル1」で未解決のいじめ問題等の早期解決に向け、組織的に協議・評価し、必要に応じて校長が招集することができる。

- いじめ問題等対策委員会の具体的な役割は以下の通りである。
- (1)いじめの未然防止・早期発見の取組を実効的に行う。
- ②いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、認知の判断、対処を行う。
- ③学校基本方針の点検・見直しを行う。
- 4いじめ防止に係る校内研修等の企画を行う。
- ⑤学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能を推進させる。
- ⑥いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

○いじめの定義(文部科学省平成19年1月)

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた 児童生徒の立場にたって行うものとする。

○いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○学校いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 (いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日)

○いじめ事案における学校内の情報共有

(いじめに対する措置)

第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

各学校における情報共有のための具体的な体制や方法については、以下に示す内容に留意しながら、学校の実情に合わせて行う。

- ①学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針で定め、教職員に周知する。
- ②教職員は、いじめの情報を学校対策委員会に報告・共有する義務があることを教職員に周知・徹底する。
- ③市生徒指導委員会及び市教育委員会が検討、作成した記録様式を基に各教職員がいじめの対応に係る記録(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を残し、学校対策委員会に共有する。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

(1)「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感得させる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 児童理解を深める。
 - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。
 - ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ⑤ 指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(2)豊かな心を育む様々な活動の推進

道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童一人一人の心を育む活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土作りに努める。

①道徳教育の充実

- ・考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる指導を充実する。
- いじめの防止に向けた方策の議論や、取り組みへの児童の主体的な参加を推進する。

②モラル教育の充実・徹底

- 人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設を周知する。
- 個々の児童の生涯の特性への教職員の理解を促進する。
- 教職員、児童、保護者等の外国人児童生徒に対する理解を促進する。
- 性同一性障害や性的指向、性自認についての、教職員への正しい理解を促進する。
- ・被災児童に対する心のケアを行う。

(3) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた指導を行う。

- ①児童一人一人の心を理解する。
- ②いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。

- ④自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
- ⑤学級活動の時間を充実させ、話合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(4) PTAのネットワーク構築

教師と保護者・保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。いじめ問題への取り組みの重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。さらに保護者同士が親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

(5) 学校応援団による学校支援

日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

- ①規律の維持徹底
- ②学力向上(学力保証)
- ③自己有用感の高揚

第2 いじめの早期発見への取組

本校では、全職員がいじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、校務運営委員会・セルフ・エスティームプロジェクト(生徒指導・教育相談部会)・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 戸田市立新曽小学校いじめ問題等対策委員会

(校長・教頭・主幹教諭(教務主任)・生徒指導主任・各学年主任・教育相談主任・特別支援コーディネーター・養護教諭)。この委員会は随時開催し、早期発見早期解決に向け、担任、学年で解決できなかった問題等いじめに校長の判断のもと、迅速で組織的な対応する。

(2) 運営委員会(校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・学年主任)

運営委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活が送れているか否かを学校評価(内部・外部)を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(3) セルフ・エスティームプロジェクト

(生徒指導主任・教育相談主任・人権教育主任・就学支援担当・特別主任・各学年担当・養護教諭)

- ①セルフ・エスティームプロジェクトでは、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」 という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに 全力を尽くす。
- ②毎月「心のアンケート」を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努める。
- ③いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。
- ④会議の内容は管理職へすばやく的確に報告するとともに、職員会議等の機会を利用して、全職員で 情報を共有できるようにする。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

(4) 各教科等部会(各教科等担当)

各教科等部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのために、授業研究会や授業参観に専念し、日々の授業力向上に努める。各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科等としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本

①児童のささいな変化に気づく

(ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじ めを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する)。

- ②気づいた情報は確実に共有する。(各部会を待たない。)
- ③情報へは速やかに対応する。(担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集。)

いじめの要注意サイン

- ・一人遅れて教室に入ってくる。
- 机や椅子が離されている。
- ほめられると、嘲笑やからかいが起こる。
- ・(休み時間に)よく保健室に来て身長を測る。・(給食で)極端に盛り付け量が多い・少ない。
- (清掃で)いつも拭き掃除をしている。
- ・学年のトイレを使わない。
- ・学級の中でグループが固定している。

※5W1Hを基本に共有(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携を進める。

(1) いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さ を理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、 問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) いじめられている児童生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱いている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

(3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。 はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につ ながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①はやし立てる行為はいじめる行為と同等であり、許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをすることは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解 決していく学級づくりに努める。

- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題 やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③ 自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づく りに 努める。

(6)児童生徒、家庭、地域、関係機関への通知

①学校基本方針や学校対策委員会等について、児童生徒に周知し、加害行為への抑止や被害児童生 徒への安心感を与える。 ②学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に 周知する。

(7)その他

- ①保護者との連携
- ②教育委員会との連携
- ③家庭や地域との連携
 - •PTA家庭教育学級
 - •各中学校区の地域の会
 - ・各地区との懇談会
- 4関係機関との連携
- •蕨警察署
- •南児童相談所
- •戸田市人権教育推進協議会

※5W1Hを基本に共有(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)

第4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

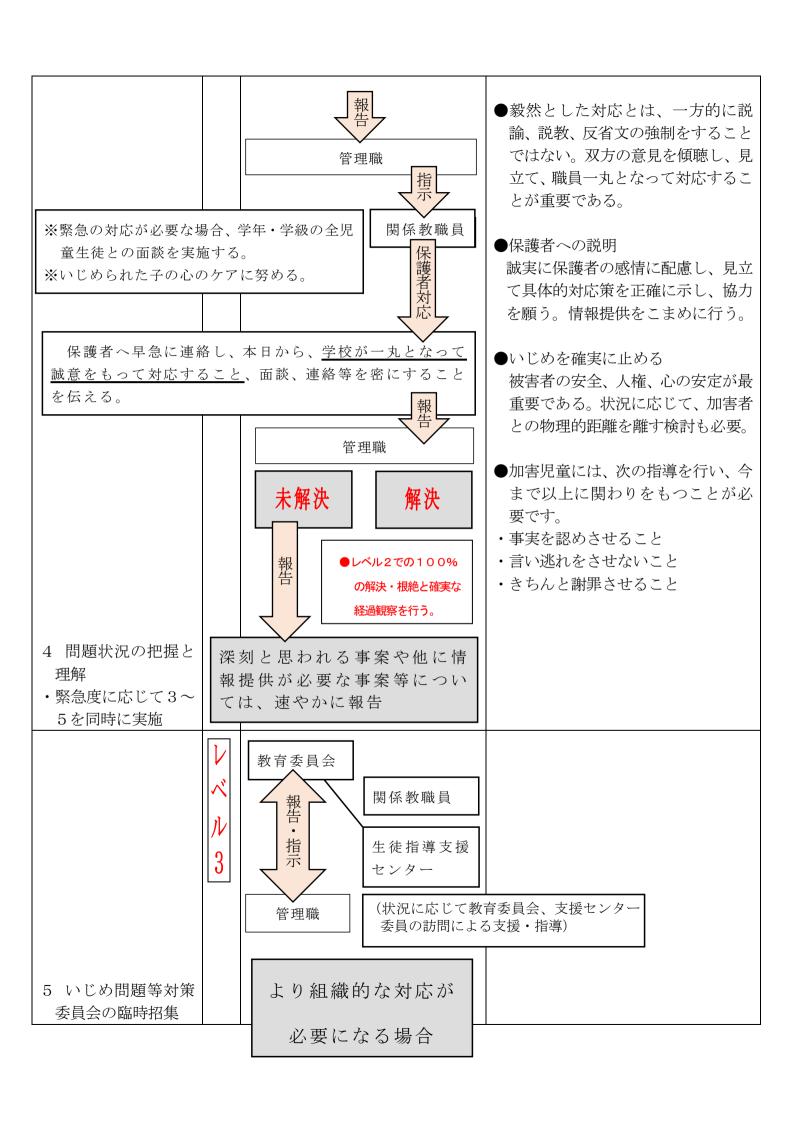
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により 心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じ ていないかどうかを面談等により確認する。

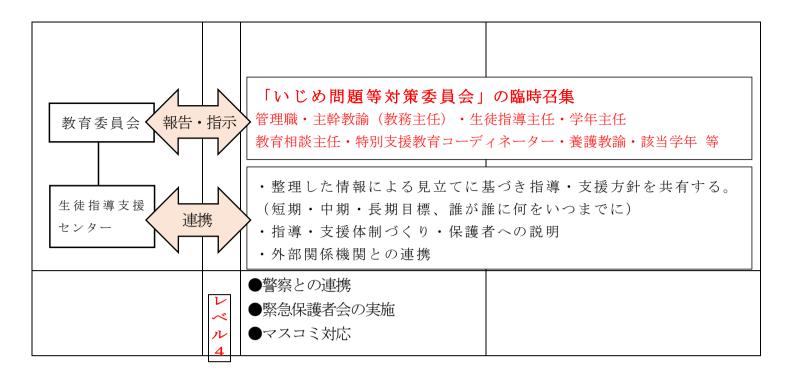
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また,いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については,継続的に注意深く観察する必要がある。

第5 いじめ問題にむけての校内フロ一図

さ: 最悪の事態を想定し し:慎重に す:素早く せ:誠意をもって そ:組織で対応 対応の流れ 教職員の動き 留意点 1 いじめの情報のキ ●定期的にいじめアンケート調査を 教職員 実施し、早期発見につなげる。 ャッチ (認知) 担 情報 保護者 任 児童生徒等 ●小さな危機を見逃していないか。 IV いじめの見て見ぬふり対応をして いじめと認知、判断 2 報告 いないか。 ・憶測を入れずに事 (ただ様子を見る=いじめを育てる) 実を報告 報告 学年主任 (些細なことでもい 担 ●訴えや申し出があった場合には、そ 生徒指導主任 じめと判断) の日の内に行動する。 任 指示 管理職 (指導の結果は、必ず管理職に報告) ●管理職のリーダーシップを発揮する 些細なトラブルは 担任が一人で苦戦しないよう的確 即指導 な具体的指示を出す。 ※ 保護者との連携 ※経過観察 ●面談等の基本的スタンス→傾聴、 共感的理解、適応へのサポート 未解決 解決 ●レベル1での早期解決と経過観察を行う。 3 事実関係の正確な 管理職の指示に基づく ●丁寧にじっくりと話を聴く。 把握·情報収集 関係教職員による組織的対応 《悪い対応例》 いじめ根絶 ×あなたにも問題があるね。 ・いじめられた子 IV ×考え過ぎ、気にしすぎじゃないの。 「校内いじめ問題等対策委 ×お子さんにも問題がある。 いじめた子 2 員会」の臨時召集 ×様子を見ましょう。 (校長・教頭・主幹教諭(教務主 • 関係児童 任) · 生徒指導主任 · 各学年主任 · ●双方から聴き取る際、いつ、どこで、 教育相談主任・特別支援教育コー どんなできごとのあらましがあっ • 関係教職員 ディネーター・養護教諭) たのか、その時どんなふうに感じた いじめられた子 <mark>情</mark>報 か、具体的に聴く。 いじめた子 集 ●記録に基づき事実の経過に沿って 関係児童 関係教職員 情報を共有する。 (憶測、推測を入れない) 情報の共有・突き合わせ 全体像の把握(5W1Hの記録)





第6 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。 本校では、いじめ防止推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその 対応にあたる。

重大事態(被害児童生徒の状況に着目して判断する)

- ○生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いある場合
 - 児童生徒が自殺を企図した場合(含む、その恐れがある場合)
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ○いじめにより、児童生徒が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある 場合
 - ・欠席の目安は年間30日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
- ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該児童生徒から申し立てがあった場合

重大事態への具体的な対応を以下に示す。

(1) 当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「いじめ問題等対策委員会」が主体となって事案の調査を行う。

また、必要に応じて蕨警察署(生活安全課)とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害児童への支援、加害児童への指導等を協議する。

調査では、**国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ**、重大事態に 至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生 んだ背景・事情や関係する児童間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅 列的に明確にすることを第一義として行う。

①被害児童からの聴き取りが可能な場合

被害児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する調査(質問紙調査や聞き取り調査)を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害児童の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、いじめを受けた児童へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じては臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への支援や学習支援等を行うものとする。

②被害児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍児童や教職員を対象とした質問紙調査や聞き取り調査とする。

③いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

- (ア)背景調査にあたっては、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査については切実な 心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行 う。
- (イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (ウ)死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (エ)詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手 資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、で きる限り遺族と合意しておかなければならない。
- (オ) 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (カ)背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報のみに依拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。
- (キ)客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。
- (ク)本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導 及び支援を受ける。
- (ケ) 情報の発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないよう留意する。
 - なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

(2)調査結果の提供及び報告

被害児童やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮 し適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

(3) いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

- ・冷やかし・からかい(名誉毀損罪) ・ネット上の誹謗中傷(侮辱罪)
- ・暴力(傷害罪)・脅しや恐喝(脅迫罪・恐喝罪)・いやな事をやらせる(強要罪)

第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している児童は増加している。(平成26年度中に、所有率を調査予定)

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) 児童たちが利用する機能・サイト

①プロフ

個人が自分のプロフィールを公開するサイトである。

②ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblogの略。

③掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。 2 ちゃんねるが有名。

④リアル

リアルタイムの略。自分の感想や考えたこと、自分の行動等を文書で書く日記形式のサイト。 twitter や Face book が有名。

(5) S N S

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内で I Dやパスワードが必要になる。最近ではLINE、TikTok などが有名。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

- ①児童に対して
 - (ア)情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルス クール」も有効に活用する。
 - (イ)市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な 案件については、当該児童等に適切に指導する。
 - (ウ)ネット問題について、防犯教室(警察関係)や、ネット講演会(関連会社)を開催し、被害の 具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。
 - (エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとと もに相談しやすい環境づくりを行う。新曽中学校さわやか相談室へも気軽に相談できる生活 環境をつくる。
 - (オ)発達段階に応じ、学年ごとに教師からの指導やネットモラル啓発DVDの視聴等を行い、話し合いの中で意識の深化を図る。
- ②保護者・地域に対して
 - (ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。
 - (イ)地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。
 - (ウ)様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第8 いじめ防止に係る年間行事予定 ※心のアンケート調査 (毎月)

	内容 及び 対象学年 等 ※取り消し線:コロナ以前に行っていた活動
4月	・いじめ根絶についての校長講話(学校朝会等)
	・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導(全学年)
5月	・いじめ防止、早期発見、早期解決に係る教職員研修会 (New I'sを活用して)
	・たてわり学級開き(学年の枠を超えた協調性)
6月	・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導(全学年)
	・授業改善に関わる研究授業の実施
	・コミュニケーションスクールによる取組
	・各地区「地域の会」において、保護者・地域へいじめ撲滅の啓発
	・家庭教育宣言の実施・学校公開に合わせた道徳授業の実施
7月	・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価・改善検討
	・個人面談の実施
8月	・個人面談の実施
9月	・教育支援担当学校訪問
10月	・家庭教育宣言の実施
	・保護者による通学見守り活動の開始(10月より3月まで)
	・いじめ撲滅強調月間の取組(児童会によるいじめ撲滅運動の推進)
	・県作成資料「学校教育における自殺予防」「彩の国の道徳」「生徒指導ハンドブックNew 「s」の活用
11月	・いじめ根絶についての校長講話(学校朝会等)
	・コミュニケーションスクールによる取組
	・いじめ撲滅強調月間の取組(児童会によるいじめ撲滅運動の推進)
	・情報ネットモラル教室(高学年・保護者対象)
	・学校公開に合わせた道徳授業の実施
1.0 🗆	・いじめ対応プログラムの実施
1 2月	・授業改善に関わる研究授業の実施(高ブロック)
1 🗆	・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価・改善検討
<u>1月</u> 2月	・授業改善に関わる研究授業の実施(低ブロック) ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価・公表
2月	・コミュニケーションスクールによる取組
	・生徒指導担当連絡協議会
	 ・生使担号担当理給助議 ・たてわりお別れ会
3月	・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討
3/3	・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価・改善検討
	※全教職員のボトムアップによる改善

いじめ防止 リーフレット 児童生徒用

いじめのない学校!

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。 しないがくしょう ちゅうがっこう じょうせいと どうとく じゅぎょう まな そこで、市内各 小・中学 校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての 考えや意見を まとめてみました。



った 伝えたいわたしたちのメッセージ



≪いじめられている人へ≫

- どうしたの。たすけてねっていってね。 (小1)
- ・だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・ 勇気をだしてね。 助けるよ。(小5)
- ・一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- · つらいけれど死んではだめだよ。 (中 1)
- ・必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。(中2)
- ・無理してがまんしなくていいよ。相談してね。(中3)

≪いじめを覚ているまわりの入へ≫

- ・みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・いじめられるのを見て荷とも思わないの。 (小3)
- ・いじめられている人がどれだけ苦しいか わかる。(小4)
- ・いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。 (小5)
- ・黙ってみていないではっきり言おうよ。(小 6)
- ・いじめは小さなことから始まる。すごく 傷つくよ。(中1)
- ・自分もいじめられたらと思うよね。だから 先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・いじめはちょっとしたことから起こる。 炭 達のいいところを見つけようよ。(中3)

≪いじめている冼へ≫

- ・だめだよ。かわいそうでしょ。(小 1)
- ・よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・自分もされたらいやでしょ。(小3)
- ・いじめても荷の得にもならないよ。(小4)
- ・何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・いじめている人は、だれてしまうけれど、 いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中 1)
- ・ 乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせ はいじめの始まりだよ。(中2)
- ・いじめをしてもいいことないよ。楽しく ないよね。だったらやめようよ。(中3)

平成24年9月 戸田市教育委員会

产品市では子ども議会で話し合い、「产品市子ども憲章」を平成13年10月1日に制定し、 なかよ 仲良く、助けあうことを誓いました。

この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校からいじめをなくしましょう。

とだしこ けんしょう 戸田市子ども憲章

わたしたちは きまりをまもり、責任をもって行動しましょう (責任)

わたしたちは、優しさと思いやりをもって、くらしましょう(生活)

わたしたちは 自然をまもり、きれいなまちにしましょう (地域)

わたしたちは 一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう (人権)

わたしたちは 希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう (未来)

もし、いじめられたら・・・誰かに話そう!

もし、いじめを見たら・・・ 声をかけよう!

そう だん 相 談 し よ う!



- 芦田市立教育センター相談室 25:048-434-5670 (祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ~ 17:00)

- ・埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 2:0120-86-3192 (毎日24時間)

を だ しりつきょういく 戸田市立 教 育 センター 教 育 心理専門員 (相談員) から



いじめられていると驚じているあなたへ

そのままの気持ちを教えてください。あなたが姿心して業活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ

| 本当は自分が傷ついているのかもしれません。本当の気持ちを見つめてください。

じっと見ているあなたへ

。 勇気をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたのではありません。 苦してみて、いっしょに考えましょう。



(戸田市小学校いじめのない楽しい学校宣言)

